

みずのめぐみ

vol.
26

6

2023.6.1



設置しました！

新たなデザインマンホールを



目次

P.2

雨水貯留管建設工事
工事スケジュールについて

P.3

デザインマンホール設置
マンホールカード土日・祝日配布開始

P.4

下水道供用開始及び受益者負担金

P.5

漏水調査のお知らせ
水道メーター交換のお知らせ

P.6

水道水の水質検査
水道料金・下水道使用料早見表

P.7

令和5年度予算(水道事業・下水道事業)

P.8

水道指定工事業者・下水道指定工事店一覧(市内業者)



雨水貯留管建設工事が始まっています



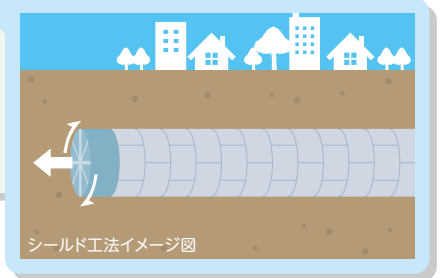
※貯留管の位置は、概ね写真黄色の地下となります。



令和6年度末に
完成予定ボタ!



土留め壁構築状況



新曽地区の浸水対策として、北大通りの地下に雨水を一時的に貯める雨水貯留管(内径6m、延長約920m)を整備しています。貯留できる雨水の量は約26,000㎡であり、本市で記録した平成17年9月の降雨(時間最大降雨71.5mm/h)に耐えられるものです。日本下水道事業団と協定を締結し、工事を委託しています。施工者は、前田・西松・福田特定建設共同企業体(JV)です。令和4年10月より現場工事に着手し、令和5年3月末時点で発進立坑の土留め壁構築まで完了しました。

工事スケジュールについて

工事工程表(予定)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期工事	工事の準備/ シールドマシンの制作		→		
	発進立坑の設置		→		
	シールド工事			→	
第2期工事	到達立坑の設置			→	
	付帯施設の整備				→

※第2期工事は令和5年度に発注予定です

二次元コードから
チェックしてね



工事概要



URL <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/413/gesuido-tyoryu-kan.html>

交通規制の予定



URL <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/413/gesuido-tyoryu-kan-kisei.html>

令和5年度はシールドマシンの製作及び発進立坑の設置が完了し、シールド工及び到達立坑の設置が始まります。工事にあたり、交通規制等により皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、工事のご理解とご協力をお願いいたします。なお、工事概要及び交通規制の予定をHPにて公表しておりますので、ご参照ください。

デザインマンホールを設置しました!



このデザインの
カラー
マンホールは
ここだけ!



戸田駅西口駅前交通広場の完成に合わせて設置いたしました。

このマンホールは、戸田市上下水道事業の公式キャラクターである「ぼたりん」と「シズクちゃん」をメインに、市の木「モクセイ」、市の花「サクラソウ」をデザインした可愛いマンホールです。



マンホールカードの土日・祝日配布開始しました!



マンホールは、道路の地下に埋設された下水道管の点検口の役割のため設置されています。このマンホールの铸铁製の蓋(ふた)に、各地のご当地キャラクターや名所、名産物がデザインされています。マンホールの蓋を紹介するコレクションカードとして、「マンホールカード」が全国各地で配布されています。戸田市でも下水道に関する親しみや興味、関心の入り口になることを目的として配布しています。

配布場所 戸田公園駅前行政センター2階(戸田市本町4-15-11)

配布日時 土曜、日曜、祝日のみ 9:00～17:30 ※平日(8:30～17:15)は新曽南庁舎4階へ

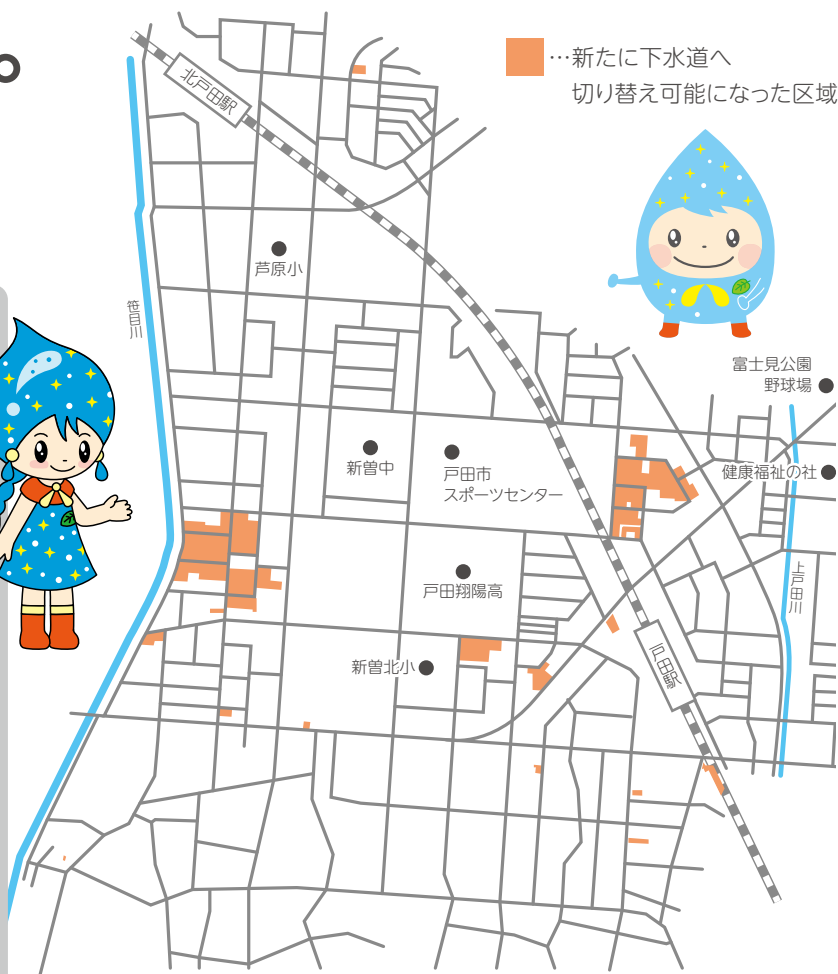
①マンホールカードは一人一枚手渡しでお配りしております。郵送による配布や受取りの予約はできません。

②12月29日～1月3日の年末年始と各施設の臨時休館となる日は配布を行いません。



新たに下水道へ切替可能な場所が増えました。

令和5年4月1日から、右の地図の区域が下水道供用開始となり、下水道への接続が可能となりました。



下水道接続のメリット

1 浄化槽の維持管理費が不要

下水道に切替後は、新たに下水道使用料が発生しますが、浄化槽の維持に係る管理費・手間が不要になります。

2 悪臭の軽減

道路側溝沿いや川沿いで下水臭いと思っただことはないですか？ 下水道に切り替えることで、側溝や川に流れる下水臭い水が地中の下水道管に流れていくため、良好な住・河川環境形成にもつながります。

3 大雨対策

浄化槽からの排水が流れると、側溝が溢れやすくなります。また、浄化槽から側溝に流す量が減ると、側溝の雨水を飲み込む量が増えるため、内水はん濫の可能性が軽減されます。



受益者負担金制度

供用開始区域では下水道整備により利益を受ける土地の所有者や権利者に下水道建設費の一部を負担していただく下水道事業受益者負担金が賦課されることになります。これは、その土地の面積に応じて一度だけ賦課されるもので、一括納付の場合は報奨金制度があります。

負担金額については、土地の面積1㎡あたりに単位負担金額を乗じて求めることになります。

第3負担区(新曽第一土地区画整理区域内): 818円/㎡

第4負担区(新曽中央地区内・新曽第二土地区画整理区域内): 722円/㎡

※土地区画整理区域については、土地の面積は仮換地面積となります。

【例】第3負担区で土地100㎡の場合
818円×100㎡=81,800円となります。

切替工事の手順

1 お住いの場所が下水道整備済みか確認

写真のような公共樹が敷地内に整備されていれば、下水道が整備済みです。

公共樹▶
市のマークが刻印してあります



2 指定工事店に工事を依頼

浄化槽からの切替工事を行えるのは、市に登録している指定工事店のみです。なお、指定工事店はHPで公開しています。

※工事費は自己負担になります。

3 下水道使用開始

工事や下水道開始届などの手続きは指定工事店が行います。手続きが完了次第、下水道が使用できます。

※これまでの浄化槽維持管理費に変わり、下水道使用料が発生します。市の下水道使用料についてはHPをご確認ください。

補助制度等

下水道の供用開始の告示をした日から3年以内に切替工事をする方には、改造資金貸付のあっせんまたは補助を行っています。改造資金のあっせんを受けない場合は、改造工事1箇所につき、2万円の補助を受けることができます。

また、排水設備を私道内に設置する方には、一定の条件を満たした場合、工事費用の総額の3分の2もしくは4分の3を助成します。

漏水調査のお知らせ



戸田市では市内全域において、水道管の漏水調査を実施しています。調査は委託業者が行い、調査時間は平日の午前8時30分から午後5時までとなります。なお、調査期間は7月末までを予定しています。

漏水調査には、「音聴棒」という漏水の音を聞き分ける特殊な器具を使います。調査の際には皆さまのお宅の敷地内で作業をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

令和4年度は市内全域の音聴調査と通報の緊急調査を合わせて、約300箇所の漏水を発見しました。発見した漏水については適宜修繕を行い、貴重な水を無駄にしないよう努めています。



水道メーター交換のお知らせ



水道メーターは、計量法によって8年(検定満期)ごとの交換が義務付けられていますので、戸田市では検定満期までに水道メーターの交換をします。メーターの交換は4月から翌年の3月までの期間に行い、該当するご家庭には『水道メーター定期交換のお知らせ』のチラシを配布しますので、ご協力をお願いいたします。なお、水道メーターの交換には戸田市が委託した市指定工事事業者が伺います。

戸田市水道メーター交換業者

- 三協建設工業(株)
- (有)細野水道興業
- (有)埼京住建
- (株)市村設備機器
- 榎本水道工事店
- (株)栗原水道
- (株)竹内設備
- (有)長栄設備
- (有)小山水道工業所
- 小林設備工業(株)
- (有)林設備



戸田市が行う漏水調査及び水道メーターの**交換は無料**です。
戸田市を語り、**有料**な場合は**詐欺**です。



調査員・工事事業者は、戸田市発行の**腕章と身分証**を携行しています。





安全でおいしい水をお届けするために 定期的に水質検査を実施しています。



戸田市では、水道法で定められた水質基準等に基づき、給水栓(蛇口)・深井戸・浄水場内において水質検査を定期的実施しており、すべての基準を満たした水をお届けしています。

水質検査項目

毎日検査・水質基準項目

健康への悪影響や生活に支障が生じないよう、法令で検査が義務付けられている項目
毎日検査:色など3項目・水質基準:大腸菌など51項目

水質管理目標設定項目

検出される可能性が低いため、水質基準には至らないが留意するべきとされている項目
有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)、カルシウム、マグネシウム(硬度)など27項目*

戸田市独自の項目等

より安全であることを確認するため戸田市が独自で追加・頻度を増やした項目
アルカリ度など6項目



戸田市の水道水は、
厳しい検査基準をクリアした、
安全安心なお水ポタ!

*戸田市では、消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素及びこの使用により生成する亜塩素酸を除いた25項目を検査しています。

水質検査の結果は、毎月戸田市のホームページにて公表をしています。



<https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-sisetuka-suisitu-top04.html>



教えて! 水道料金と下水道使用料の料金



市では2か月ごとに水道メーターを検針し、2か月分の料金を皆様にお支払いいただいています。
2か月分の場合の料金表(税込)は次のとおりです。

単位:m³、円

口径13mm・2か月・税込み			
使用水量	水道料金	下水道使用料	合計
0(基本料金)	748	1,320	2,068
10	1,243	1,441	2,684
20	1,738	1,562	3,300
30	2,618	1,804	4,422
40	3,498	2,046	5,544
50	4,818	2,882	7,700
60	6,138	3,718	9,856
70	7,898	4,554	12,452
80	9,658	5,390	15,048
90	11,418	6,226	17,644
100	13,178	7,062	20,240
120	17,578	9,174	26,752

口径20mm・2か月・税込み			
使用水量	水道料金	下水道使用料	合計
0(基本料金)	1,364	1,320	2,684
10	1,859	1,441	3,300
20	2,354	1,562	3,916
30	3,234	1,804	5,038
40	4,114	2,046	6,160
50	5,434	2,882	8,316
60	6,754	3,718	10,472
70	8,514	4,554	13,068
80	10,274	5,390	15,664
90	12,034	6,226	18,260
100	13,794	7,062	20,856
120	18,194	9,174	27,368

口径25mm・2か月・税込み			
使用水量	水道料金	下水道使用料	合計
0(基本料金)	1,848	1,320	3,168
10	2,343	1,441	3,784
20	2,838	1,562	4,400
30	3,718	1,804	5,522
40	4,598	2,046	6,644
50	5,918	2,882	8,800
60	7,238	3,718	10,956
70	8,998	4,554	13,552
80	10,758	5,390	16,148
90	12,518	6,226	18,744
100	14,278	7,062	21,340
120	18,678	9,174	27,852

直近の料金等改定日

[水道]平成8年4月1日

[下水道]平成29年4月1日

*消費税法の改正を除く

近隣の上下水道料金(口径20mm・2か月40m³使用・税込み)

	料金	下水道	合計
東京都23区	5,632	4,136	9,768
さいたま市	6,996	4,918	11,914
川口市	7,106	3,996	11,102
蕨市	4,950	2,618	7,568

*各自治体HPより



水道メーターの検針にご協力ください

戸田市では、2か月に1度、検針員がお伺いし、水道メーターの検針を行います。検針の際は、戸田市発行の腕章と身分証を携行した検針員がお客さまの敷地内に立ち入りしますので、ご理解とご協力をお願いします。また、毎回同じ日の検針を心掛けておりますが、天候などの影響により多少前後する場合がございます。検針結果につきましては、『水道使用量等のお知らせ』にてお知らせします。

検針についての
お願い

マンションなどのメーター収納庫(パイプスペースなど)に物を置かないでください。水道メーターボックスの上やその周りに物を置いたり、植物を植えたり、人工芝を敷かないでください。

水質検査について

水道施設課

☎ 048-229-4638

料金について

上下水道お客様センター

☎ 048-229-4318

問合せ先



令和5年度予算

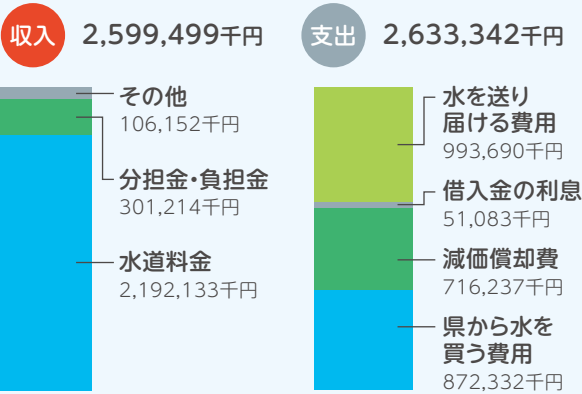
上下水道事業は水道料金及び下水道使用料をもとに「独立採算制」を原則に事業運営を行っております。ここでは、上下水道事業の令和5年度予算を紹介します。

水道事業

収益的収支は、維持管理等の収支です。収入は水道料金が約85%、水道メーターの設置等にかかる負担金が約10%を占めています。

支出は、県から水を買う費用と各家庭に水を送り届ける費用がそれぞれ約35%、減価償却費が約25%を占めています。

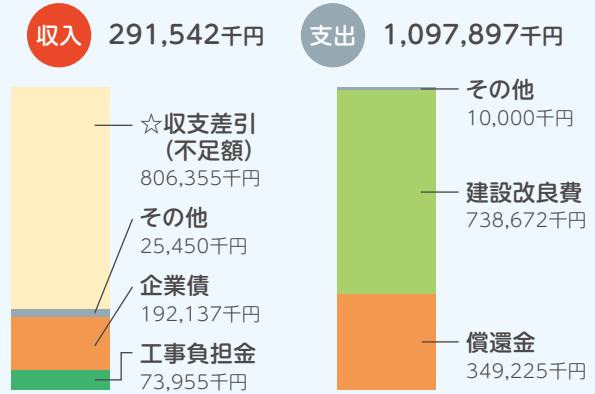
収益的収支 水道水を送り届ける活動に関する予算



資本的収支は施設整備等の収支です。収入は企業債(借入金)が約65%を占めています。

支出は配水管や浄水場の工事費が約65%、企業債の償還金が約30%を占めています。資本的収支の不足分については、内部留保資金などで補うこととしています。

資本的収支 水道の施設整備に関する予算

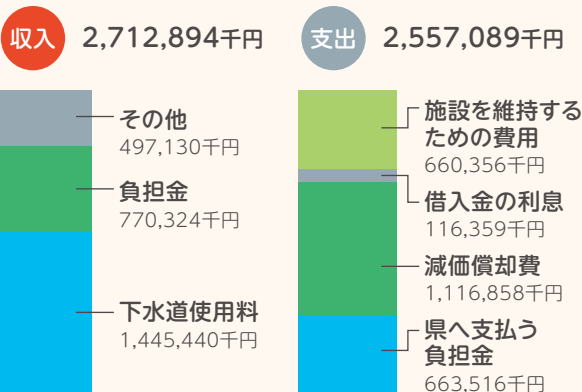


下水道事業

収益的収支は、維持管理等の収支です。収入は下水道使用料が約55%、市が負担する雨水処理費の負担金が約30%を占めています。

支出は、減価償却費が約45%、施設を維持するための費用と県に下水を処理してもらう費用がそれぞれ約25%を占めています。

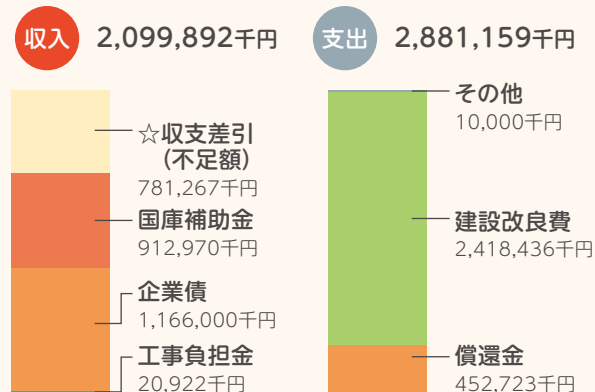
収益的収支 雨水や汚水の処理活動に関する予算



資本的収支は施設整備等の収支です。収入は企業債(借入金)が約55%、国からの補助金が約45%を占めています。

支出は下水道施設等の工事費が約85%、企業債の償還金が約15%を占めています。資本的収支の不足分については、内部留保資金などで補うこととしています。

資本的収支 下水道の施設整備に関する予算



水道指定工事業者・下水道指定工事店一覧(市内業者)

下戸田地区

事業者名	住所	電話番号	水道業者	下水道業者
株式会社浅倉水道	戸田市喜沢1-33-10	048-432-0353	○	○
株式会社工コモ	戸田市喜沢1-24-37	048-229-2551	○	○
有限会社共栄尾崎	戸田市中町1-30-19	048-441-5986	○	○
株式会社ディー・ライト	戸田市新戸田2-30-15	048-434-5451	○	○
有限会社林設備	戸田市中町2-4-26	048-441-6767	○	○

上戸田地区

事業者名	住所	電話番号	水道業者	下水道業者
有限会社池田水道設備工業	戸田市本町2-2-1	048-442-3573	○	○
榎本水道工事店	戸田市本町5-12-8	048-441-7198	○	○
有限会社大山設備	戸田市新戸田5-22-4	048-443-8567	○	○
小林設備工業株式会社	戸田市新戸田5-3-23	048-443-7849	○	○

新曽地区

事業者名	住所	電話番号	水道業者	下水道業者
有限会社小山水道工業所	戸田市新曽南1-9-16	048-441-3194	○	○
小山土木建設株式会社	戸田市新曽南2-12-25	048-442-5182	○	○
有限会社埼京住建	戸田市新曽545-2	048-442-4649	○	○
積和建設東京株式会社	戸田市新曽1760-2	048-434-0111	-	○
ダイコウ技研株式会社	戸田市新曽962	048-444-4130	○	-
有限会社長栄設備	戸田市氷川町1-13-7	048-442-7261	○	○
株式会社千代峯商店	戸田市新曽33	048-441-4432	○	-
有限会社細野水道興業	戸田市新曽390-3	048-441-1725	○	○

笹目地区

事業者名	住所	電話番号	水道業者	下水道業者
株式会社市村設備機器	戸田市笹目4-11-5	048-421-4137	○	○
株式会社えぐち	戸田市笹目南町20-25	048-421-3665	○	○
オリーブ設備	戸田市笹目5-8-6	048-421-1023	-	○
三協建設工業株式会社	戸田市笹目南町37-9	048-421-2345	○	○
有限会社水巧舎	戸田市笹目1-18-8	048-422-4666	○	○
大東建設株式会社	戸田市笹目南町20-27	048-421-5146	○*	○
株式会社ユニオン	戸田市笹目1-13-19	048-422-9068	○	-
株式会社SKサービス	戸田市笹目5-15-13	048-422-6748	○	○

美女木地区

事業者名	住所	電話番号	水道業者	下水道業者
株式会社市ヶ谷組	戸田市美女木5-4-2	048-421-4695	○*	○
大澤建設株式会社	戸田市美女木東1-1-4	048-421-9613	○	○
株式会社栗原水道	戸田市美女木7-16-5	048-421-4395	○	○

※公共工事のみ実施



「戸田の水来」

日頃の水分補給に!
災害時の備えに!
長期保存が可能なお水です。
1本500ml
手軽に持ち運びできます。



販売中

販売場所 ケース販売はここだけ

- 新曽南庁舎4階総務課
※1ケース(24本入り)
- 新曽南庁舎1・2階自動販売機
- 戸田市観光情報館トビック
(戸田公園駅前行政センター2階)
- 戸田市立心身障害者福祉センター1階自動販売機
- 白田屋酒店

※配送は行っておりません。※1本あたりの値段は各小売店にて異なります。



戸田市の水道・下水道のお問い合わせは

使用開始

使用中止

料金

検針

戸田市水安全部上下水道お客様センター

電話 ☎ 048-229-4318

FAX ☎ 048-432-7396

受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで

水道の使用開始・中止手続きは
スマホでも簡単にできます!

URL <https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/sui-gyomu-suido-tetuduki.html>

📱 お引越しをする方へ

市民課への手続きと一緒に水道の手続きもお忘れなくお願いします。



水道週間 6月1日～7日【スローガン】
水道水 安心・安全 これからも

私たちの生活に欠かせないけれど、あってあたりまえ。そんな「水道」について、みなさんにもっと知っていただくよう定められた「水道週間」です。

編集・発行 戸田市上下水道事業

〒335-0026 戸田市新曽南3丁目1番5号
戸田市役所新曽南庁舎4階

URL <https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou>




ミックス
責任ある水質資源を
使用した紙
FSC® C181348